

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求は、理由がないため、棄却することが相当である。

第2 事案の概要

- 1 令和3年6月9日、松戸市長（以下「処分庁」という。）は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「〇〇〇」という。）による、松戸市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇及び〇〇〇〇〇〇の令和3年度の課税台帳登録事項証明書の交付申請を受け、同証明書の交付処分（以下「本件処分」という。）をした。
- 2 令和3年6月15日、審査請求人から処分庁に、本件処分について電話による問い合わせがあった。
- 3 令和3年9月14日、審査請求人は、本件処分に係る審査請求（令和3年（審）第9号。以下「本件審査請求」という。）をした。
- 4 令和4年2月1日、審理員は、松戸市長（以下「審査庁」という。）に本件審査請求に係る審理員意見書を提出した。
- 5 令和4年2月16日、審査庁は、松戸市行政不服審査会（以下「審査会」という。）に対し、本件審査請求に係る諮問をした。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、おおむね次のとおり主張し、本件処分が違法又は不当であるとして、本件処分の取消しを求めている。

- (1) 「本件処分の相手方は不法占有者である」との審査請求人の主張を知りながら、また、賃料の支払い等の賃貸借に係る事実が存在しないことを知りながらなされた本件処分は、固定資産評価証明制度の規定及び趣旨に反し、違法である。
- (2) 総務省行政管理局「行政不服審査法審査請求事務取扱マニュアル（審査庁・審理員編）」（平成28年1月、52頁。）によると、審査請求書等に処分が違法又は不当であることを理由付ける具体的な内容が記載され

ている場合には、処分が違法又は不当のいずれでもないことの根拠となる事実も、「処分内容及び理由」に含まれるものとして、記載されなければならないとされているところ、処分庁は、原則的な適法性の主張しなく、「処分の相手方は不法占有者である、との審査請求人の主張を知りながら、また賃料の支払い等の賃貸借に係る事実が存在しないことを知りながら為された本件処分」が、何故、違法ではないのか、その根拠となる事実を示していない。

- (3) 処分庁は、令和2年5月22日に審査請求人からの電話による問い合わせについて、審査請求人が処分庁に対して令和2年6月15日に行った審査請求（令和2年（審）第7号）に係る弁明書（令和2年10月22日、2頁）において、①から④までのように回答したことについては概ね認めている。

ここで言う①から④までには、①審査請求人からの苦情の存在、②賃料支払い事実の未確認、③借地権の存否に係る争いの存在、④類推による交付処分、等の内容が含まれる。

以上から、審査請求人と処分の相手方との間には借地権の存否に係る争いがあり、周辺事情も含めて、処分庁が既にそれらを認知していたことは、当事者に共有された事実である。

- (4) 本件審査請求は、当初から関連する審査請求事件として令和2年（審）第7号を参照している。当該事件において、審査請求人が「本件処分の相手方は不法占有者である」と主張していたことについては記録があり、また当該事件と本件審査請求事件における処分庁の立場は、法律上の地位においても事実上の人物・組織構造においても同一であるのだから、「本件処分の相手方は不法占有者である、との審査請求人の主張を、処分庁が知っていたこと」は、審査庁にとって職務上顕著な事実と言うべきである。

- (5) 「行政不服審査法審査請求事務取扱マニュアル（審査庁・審理員編）」（平成28年1月、52頁。）では、「審査請求に係る処分について審査基準や処分基準を公にしている場合には、処分についての審査請求における弁明書において、これらの基準の適用関係についても明示する必要があると考えられる（最高裁平成23年6月7日第三小法廷判決・民集

第65巻4号2081頁参照)。」と記されているところ、処分庁は、その審査・処分基準に係る文書として「税務証明の手引き」があるにもかかわらず、審査・処分基準の適用関係につき、一切言及していない。

2 処分庁の主張

処分庁は、おおむね次のとおり主張し、本件審査請求の棄却を求めている。

- (1) 「本件処分の相手方は不法占有者である」については知らず、その余は争う。
- (2) 地方税法（昭和25年法律第226号）第382条の3では、固定資産課税台帳に記載をされている事項の証明書の交付に関し、市町村長は、同法第20条の10の規定によるもののほか、政令で定める者の請求があったときは、これらの者に係る固定資産として政令で定めるものについて証明書を交付しなければならないとしている。
- (3) 地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第52条の15では、地方税法第382条の3に規定する政令で定める者は、次の表の上欄に掲げる者とし、同条に規定するこれらの者に係る固定資産として政令で定めるものは、同表の上欄に掲げるものについて、それぞれ同表の中欄に掲げる固定資産とし、同条に規定する固定資産課税台帳に記載をされている事項のうち政令で定めるものは、同表の上欄に掲げる者について、それぞれ同表の下欄に掲げる事項とするとされている。

| | | |
|--|------------------|--------------------|
| 一 土地について賃借権 その他の使用又は収益 を目的とする権利(対価 が支払われるものに限 る。)を有する者 | 当該権利の目的 である土地 | 法に規定するすべ ての登録事項 |
| 二～四 (略) | | |

- (4) ○○○の固定資産証明書交付申請には、土地賃貸借予約契約書の写し、予約完結権行使通知書の写し、地目変更に係る登記受領証の写し、地図に準ずる図面の写し、公図の写し、土地利用求積図の写し、現況平面図の写し、○○○○○○（建物）登記完了証の写し、確認済証の写し、○○○○○○1階平面図の写し、○○○の総勘定元帳の写しが添付されていた。

の者に係る固定資産として政令で定めるものについて証明書を交付しなければならないと規定している。

また、地方税法施行令第52条の15では、地方税法第382条の3に規定する政令で定める者として、「土地について賃借権その他の使用又は収益を目的とする権利（対価が支払われるものに限る。）を有する者」を掲げ、「法に規定するすべての登録事項」を証明書の交付対象としている。

2 土地賃貸借契約の成立について

審査請求人は、本件処分は「本件処分の相手方は不法占有者である」との審査請求人（土地所有者・納税義務者）の主張を知りながら、また賃料の支払い等の賃貸借に係る事実が存在しないことを知りながら為されたと主張している。

しかし、本件処分における〇〇〇からの交付申請には、平成29年〇〇月〇〇日付け土地賃貸借予約契約書の写し、平成30年〇〇月〇〇日付け予約完結権行使通知書の写し等が添付されており、これらにより土地賃貸借予約契約書第2条に記載されている契約成立のための意思表示が、予約完結権行使通知書によりなされていることが確認でき、また、これを覆すに足る証拠はないことから、土地賃貸借契約は成立したものと判断できる。

3 固定資産税台帳の閲覧や固定資産税台帳記載事項の証明を求めることができる者の確認方法について

(1) 固定資産税台帳の閲覧や固定資産税台帳記載事項の証明を求めることができる者の確認方法については、平成14年9月18日付け総務省自治税務局固定資産税課長からの「固定資産税の情報開示に関する留意事項等について（通知）」では、「窓口において市町村の税務職員が、閲覧や証明を求める権利を有する者であることを確認できれば、どのような方法によっても差し支えない」としており、例示として「借地人・借家人の場合は、賃貸借契約書、地上権その他の権利の成立及び有効性を証する契約書等、契約等に基づいて賃料等を払い込んだことの領収証書等の証明書類等」による確認を掲げている。

(2) また、平成14年9月18日付け総務省自治税務局固定資産税課土地税制係長からの「固定資産税の情報開示に係る質疑応答」では、「賃借権その他の使用又は収益を目的とする権利を有する者」の確認方法は、「市

町村の税務職員が、窓口で、権利関係を示す書面等の提示を求める等により、閲覧や証明を求める権利を有する者であることを確認できれば足りる」とされている。

(3) ○○○が提出した固定資産証明書交付申請には、土地賃貸借予約契約書の写し、予約完結権行使通知書の写し、地目変更に係る登記受領証の写し、地図に準ずる図面の写し、公図の写し、土地利用求積図の写し、現況平面図の写し、○○○○○○（建物）登記完了証の写し、確認済証の写し、○○○○○○1階平面図の写し、○○○の総勘定元帳の写しが添付されており、処分庁は権利関係を確認するに足る書面等により借地人であることを確認している。

4 以上を踏まえると、本件処分に違法又は不当な部分はなく、○○○は、本件土地について固定資産証明書の交付を受ける立場にあると言える。

よって、審査請求人のいずれの主張も本件処分の適法性には関係がなく、本件処分を取り消す理由とはならない。

第5 結論

以上のとおり、本件処分は法令等に従い、適正になされており、違法又は不当な点はないため、本件審査請求は、棄却することが相当である。

第6 調査審議の経過

審査会による調査審議の経過は、以下のとおりである。

令和4年2月16日 審査庁からの諮問

令和4年4月 6日 審議

令和4年5月27日 審議